



竹島直樹  
(柊の会)

## 年度途中で受付終了した 移住定住関連事業に救済を 移住希望者に不利益が ないよう支援する

**問** 令和5年度の移住・定住住宅取得支援事業と移住支援金事業は、それぞれ予算の上限に達したために年度途中で受付を終了したが、令和6年度が始まるまでの間、予備費や補正予算で対応し救済することはできないか。

**答** 移住・定住住宅取得支援事業の受付終了は、申請の多くを占める新築分について、年度内完成という要件を満たすことが困難なことから、仮に予算を補正した場合でも補助対象とならない可能性が高いと判断したためであり、このようなケースについては令和6年度の補助対象とすることを予定しています。移住支援金事業については、移住後1年以内であれば申請可能な制度となっていることから、相談者には申請期限について丁寧な説明を行い、理解をいただいています。いずれにしても、移住を希望する方が不利益を被ることがないように引き続き、適切な支援、周知に努めていきたいと考えています。

**問** 物価高騰対策事業者支援給付金で医療施設である整骨院、接骨院、鍼灸マッサージ院、助産院の分類が医療施設などではなく中小企業者となった理由は。

**答** 令和2年度と令和3年度に3回実施した経済支援対策給付金等においては、病院や診療所などの医療業は給付対象外としていましたが、施術所は生活関連サービス事業者の区分で給付対象として取り扱った経緯があったこと、また加えて、施術所や助産院は比較的規模の小さな事業者が多いと考えられ、事業規模の要件を確認する必要性なども勘案した結果、今回の給付事業では、中小企業者に分類することが適当であると判断しました。



工藤正廣  
(明政一心会)

## 生ごみ回収実証事業の結果は 減量と再資源化につながった

**問** 一本木沢町内会で実施した生ごみ回収実証事業の結果は。

**答** 一月分として960キロの生ごみを回収することができ、年間で約11.6トンの削減となり、1人1日当たり約27.7グラムの減量につながるものと試算することができました。また、合わせて一般家庭1戸当たりの約1.5日分の電気エネルギーと有機肥料約50キロの再資源化につながっています。

**問** 事業の継続と市全域で取り組んでほしいと考えるが、市の考えは。

**答** 令和6年度は、引き続き一本木沢町内会に協力をいただき、回収期間を5月から翌年3月まで延長して実施する予定で、今後は年間を通して回収した場合の課題を整理しながら、生ごみの回収量、費用対効果を基に、回収エリアの拡大について検討したいと考えています。

**問** 建設業の働き手不足や、働き方改革による残業時間の規制等で工期どおり完成できない事例や、建設資材も高騰していることから入札が不調となる事例も見受けられる。当市の建設工事でも工期を延長した例があることから、確かな積算と、余裕を持って工期を決定するべきだ。どのような基準で積算しているのか。

**答** 国、県が策定する積算基準により積算しています。積算基準には、工事費を構成する共通費の算定方法が定められており、工事費の適正な積算を目的として、必要な事項が記載されています。

**問** どのような基準で工期を決めているのか。

**答** 工事を実施する前に行う設計業務委託で設計事務所が作成する概略工事工程表と過去の類似工事を参考として、工期を決定しています。